

# 令和 7 年 安全環境管理計画

深田サルベージ建設株式会社

## 1. 安全環境基本方針

私たちは海で働くプロとして

- 1 安全をすべてに優先させる。
- 2 海と人の未来のため、持続可能な環境保全を行う。

## 2. 今年の方針

- 1 社員一人ひとりが、危険感受性の向上と、心身の健康増進を推進する。
- 2 培ってきた安全技術を更に磨き、工事・作業完了までの無事故を計画し、実行・チェック・改善のスパイラルアップをはかる。

## 3. 目標

何があんでも無事故で築く幸せな会社

## 4. スローガン

**振り返ろう過去の事故 見直そう作業手順 教訓生かし無事故の未来**

## 5. 重点施策

- (1) 社員全員で危険感受性の向上と、心身の健康増進を推進する。
  - 1) 安全自主活動を励行し（**指差し呼称**、KY、**声掛け**、ヒヤリハット・気がかり運動）危険感受性の向上による不安全行動防止と、機械・設備の安全化をはかる。
  - 2) 車の運転者は、交通ルール厳守と『かもしれない運転』を心がける。
  - 3) 疾病リスク（健診の異常、ストレスチェックの異常、長時間労働）の対策実施。
- (2) 技術（安全と環境）を磨き、繋ぐ。
  - 1) 当社安全環境管理規則を基盤に、工事・作業の計画作成、審査、周知、対策の実施確認、改善のスパイラルアップをはかる。
  - 2) KYミーティングを中心にリスクを話し合っ安全サイクルを確実に回す。
  - 3) 協力会社（船員を含む）へ指導・教育を行う。
  - 4) 陸上を含めて油流出対策を確実に実施する。

## 6. 実施要領

- (1) 社員全員で危険感受性の向上と、心身の健康増進を推進する。
  - 1) 安全自主活動を励行し（**指差し呼称**、KY、**声掛け**、ヒヤリハット・気がかり運動）危険感受性の向上による不安全行動防止と、機械・設備の安全化をはかる。

- ① 『指差し呼称』で点検・確認して、ウツカリボンヤリが起こす間違いなど、ヒューマンエラーを防止する。
  - ② ミーティングで行うKY活動は、危険要因の掘り下げが不足しているとき、リーダーは「なぜそうなるか？」と質問して4コマ漫画が描けるように発表させる。
  - ③ 危ないと思ったら声掛けて一時作業中断、異常から安全に戻す。
  - ④ ヒヤリハット・気がかり報告件数の少ない職場、協力会社に対し、総括安全衛生管理者等は、催促して職場間の温度差をなくし、運動の活性化をはかる。
  - ⑤ 地区、船舶・基地安全環境委員会でのヒヤリハット4R対策は、次の優先順位で検討し、機械・設備、作業手順等の改善等をはかる。
    - 1. 機械設備の改善、工具の使用等
    - 2. 作業手順の改善
    - 3. 保護具の使用
- 2) 車の運転者は、交通ルール厳守と、『かもしれない運転』を心がける。
- ① アルコールチェックと確認を職場で決められたルールで確実にを行う。
  - ② ゆとりを持って運転し、相手車の不審な動向を『かもしれない運転』で対処する。
- 3) 疾病リスク（健診の異常、ストレスチェックの異常、長時間労働）の対策実施。
- ① 二次検診受診率の今年目標を全社80%以上に設定し、勧奨していく。
  - ② ストレスチェックの結果、高ストレス者に対し適切な対応を実施する。
  - ③ 36協定の上限規制への対応と、所定の有休取得のため、労働時間管理計画を立案・実施することにより規制を遵守する。

(2) 技術（安全と環境）を磨き、繋ぐ。

- 1) 当社安全環境管理規則を基盤に、工事・作業の計画作成、審査、周知、対策の実施確認、改善の安全環境スパイラルアップをはかる。
- ① 工事・作業の責任者は、実施する工事・作業の計画・手順書について、当社の基準等を基盤にし、新たなリスクも抽出・対策を盛り込んで作成、周知して開始する。対策の実施と新たなリスクの確認を行い、終礼等において異常の改善を行い、スパイラルアップをはかる。  
 なお、法令で定められている移動式クレーン、高所作業車、フォークリフト等の作業計画書は、法定事項を必ず記載して作成・周知、実行する。
  - ② 無事故で完工する為、工事計画書事前TV審査会を開催し、当社の各基準等を充たしているかの確認と、全社の意見を集約し、工事計画を作成する。  
 その計画のなかの不備が、施主や元請けに関することがあれば、工事担当者が改善を進言、作業に必要な足場の構造等の希望・依頼をする。
- 2) 毎日の安全サイクルを確実に回す。
- ① 作業前ミーティングは、慣れた作業、朝礼時に限らず、作業前に完全実施する。また、工事・作業責任者の声が全員に届くように輪を縮めるか、拡声器（またはマイクとスピーカー）を使用する。
  - ② 所属会社が異なる作業同士で作業する場合は、所属会社ごとにリーダーを決め、それぞれにKYミーティングを念入りに実施する。

【作業ミーティングで行う主な内容】

- ① 作業 手順、方法
- ② リスク（事故の要因）の抽出と対策（保護具、作業中止、中断を含む）

- ⊕ 役割分担（知識・経験、技能、資格の確認）と配置
- ⊖ 意見、質疑応答 他
- ③ 手順を変更する必要が生じる場合や、片付け作業開始前に一旦停止、再度ミーティングを実施して判断する。
- ④ 作業の責任者は、作業中の異常（手順が守られていない、リスク対策の未実施、新たなリスク）が発生した時は、作業を一時中断し、再度ミーティングを行い対処する。
- ⑤ 工事作業終了後に終礼を実施して、翌日作業の安全をはかる。

**【終礼で行う主な内容】**

- ⊕ ヒヤリハット・気がかりの有無、有の場合、可能な対策について行う。
  - ⊖ 翌日作業の予定と工事・作業のリスク対策を周知。
  - ⊕ 作業手順について改善。
  - ⊖ 各自の役割を実行できたか。
- 3) 協力会社（船員を含む）へ指導・教育を行う。
- ① 協力会社に対して、安全環境にかかわる教育、指導を行う。
    - ⊕ 船員法適用者対象に、危険有害業務について、依頼または必要に応じて実施する。
    - ⊖ 作業計画・手順書の作成、ミーティング、KY活動の指導を行う。
    - ⊕ コミュニケーションの活性化をはかる。
  - ② ミーティング実施の指導（(実施事項は前記2)のミーティングの内容）をする。
- 4) 陸上を含めた油流出対策を確実に実施する。
- ① 船長、作業長は、給油作業（着火船、甲板上の発電機、フォークリフト等の給油を含む）と、ビルジ陸揚げの手順書を遵守する。
  - ② 工事責任者は、油圧機器を輸送（陸上を含む）、使用して作業を行う場合において油流出の対策を行う。
  - ③ 陸上・海上を問わず、油圧機器の取扱責任者は、定時点検（状況により点検頻度を増やす）を確実に実施する。

## 7. 教育・訓練の実施等

- (1) 各支社・支店の各課の課長、安全運転管理者等が社内ルールを教育、周知し記録する。

対象：社員と協力会社の関係者

**【実施事項】** ① 「交通安全」の研修会

- ② 当社安全管理規程等の教育・指導
- ③ 油流出防止、廃棄物の適正処理
- ④ 新規採用者のOJTと、新規入場者教育のやり方

- (2) 総務部実施の教育等（支社、支店総経課を含む）

**【実施事項】** ① ハラスメント／メンタルヘルス教育

- ① 社員対象研修
- ⊖ メンタルヘルス推進者の育成教育（外部講習）
- ② 労働時間管理研修会

(3) 営業本部実施の教育等

【実施事項】① 土木施工管理技士受験準備講習

(4) 海務部実施の教育

【実施事項】① 新規採用者の雇入れ時教育

② 船長、機械長、甲板長等上長向け管理職研修

③ ハラスメント研修

④ S T C W条約に基づく基本訓練についての指導

(5) 技術本部実施の教育

【実施事項】① 工事計画等・現場施工に関連する知識

(6) 安全環境事務局の教育等・・・必要都度実施

【実施事項】① 法定教育（職長教育、各特別教育、足場の組立て等作業主任者等能力向上教育、雇入れ時教育 他）

② 化学物質管理関係改正省令への対応（R 6 . 4 . 1 施行）

① 管理体制「化学物質管理者」、「保護具着用管理責任者」

② リスクアセスメントの見直し（特に危険性）

③ 教育（化学物質に関しての内容充実）

1. 職長教育

2. 雇入時教育

④ 各安全環境委員会の付議事項追加

⑤ その他

③ 協力会（祈願祭研修会）、総会研修会、船舶研修会（運航、船内危険・有害防止対策） 他

④ リスクアセスメント（グループK Y、一人K Y、化学物質）

⑤ 教育用D V Dの作成と配布

① 計画の周知

② 事故、ヒヤリハット情報等から必要と思われるもの

⑥ 潜水土能力向上教育（1回/年 必ず実施）

(7) 社員の必要な法定資格取得と、能力向上のための外部講習を推進し、人材育成をはかる。（法定資格は協力会社への指示・指導を含む）

【実施事項】① 計画的に資格取得、能力向上のための有効な講習受講

(8) 訓練の実施 [1回/年以上]

【実施事項】① 総合訓練 東京支社と連携して実施

② 地震・津波対応訓練

③ 寄宿舍（横須賀、大阪、九州）の消防・避難訓練等

## 8. パトロール

(1) 本社

1) 社長・役員パトロール 工事、船舶、基地を適宜実施（支社毎2回） [6回/年]



その対応について討議する。

【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

## 11. マネジメントレビュー

- (1) 中間マネジメントレビュー [7月]  
(本社内部監査チーム、各支社・支店の安全管理者、衛生管理者も同席)

【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

- (2) 経営トップマネジメントレビュー [11月上旬]

事故の情報、パトロールおよび内部監査の結果等と支社マネジメントレビューをふまえて経営トップ等のマネジメントレビューを実施する。

- (3) 支社マネジメントレビュー [12月上旬]

10月または11月開催の地区安全環境委員会で、前月までに開催の地区安全環境委員会で審議した見直し改善事項の集約および、中間マネジメントレビューをふまえマネジメントレビューを行い、安全環境事務局へ送付する。

## 12. 次年の安全環境管理計画の作成と決定

- (1) 安全環境管理計画スローガンの募集 [10月中旬(募集)・12月中旬(決定)]  
安全環境事務局は、中間マネジメントレビュー等を考慮して、次年の管理計画スローガン等を募集し、12月開催の安全環境委員会で決定する。

- (2) 安全環境事務局は、経営トップマネジメントレビューをふまえて、安全環境管理計画(案)を作成し、各支社に計画の重点施策等を連絡し、支社の安全環境管理計画に重点施策等を加えるように要請する。(オンラインによる説明会開催)  
[11月上旬]

- (3) 支社は自支社マネジメントレビューの結果と安全環境管理計画(案)をふまえて、支社の安全環境管理計画(案)を作成し、安全環境事務局へ提出する。  
[12月上旬]

- (4) 安全環境管理計画(案)は安全環境委員会で、支社の安全環境管理計画(案)とともに審議・決定する。  
[12月中旬]

以上(以下余白)